



特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 栃木県小山市大字梁2333番地29

氏 名 メルテック株式会社

代表取締役 鈴木 智也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上地 克明



許可の年月日 令和 6年8月27日

許可の有効期限 令和11年8月26日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）
  - （1）事業の区分  
中間処理 脱塩（洗浄）・脱水・乾燥
  - （2）処分内容別取り扱う産業廃棄物の種類  
別紙のとおり。
2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）  
別紙のとおり。
3. 許可の条件
  - （1）保管を行う場所に関する事項  
別紙のとおり。
  - （2）廃棄物の搬出入等については、周辺の生活環境に支障が生じないように実施すること。
  - （3）中間処理後の廃棄物については建屋内保管をすること。
  - （4）廃棄物の処分にあたっては、事業計画書に記載のとおり実施すること。
  - （5）作業場所内で、中間処理施設が稼動する範囲を変更する場合は、事前に報告すること。
4. 許可の更新又は変更の状況  
令和 6年 8月27日 新規許可
5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

処分内容別取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

○脱塩（洗浄）に係るもの

特定有害産業廃棄物（金属等の詳細は別紙別表のとおり。）  
燃え殻、ばいじん（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものであって、水銀回収義務がないものに限る。）、

許可の条件

保管を行う場所に関する事項

廃棄物の保管を行う場所の所在地等は、次に限る。

所在地：横須賀市長坂二丁目300番39号

面積：704.60㎡

保管する廃：燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）  
棄物の種類

保管上限：2,193㎡

積上げ高さ：－

施設の種類：洗浄施設

施設場所：横須賀市長坂二丁目300番39号

設置年月日：令和6年8月8日

処理能力：150t/24h



別表 (特定有害産業廃棄物別取扱う金属等の種類)

特定有害産業廃棄物名		鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
金属等の名称								
1	水銀又はその化合物	—	○	—		—	—	—
2	カドミウム又はその化合物	—	○	○		—	—	—
3	鉛又はその化合物	—	○	○		—	—	—
4	有機燐化合物					—	—	—
5	六価クロム化合物	—	○	○		—	—	—
6	砒素又はその化合物	—	○	○		—	—	—
7	シアン化合物					—	—	—
8	PCB					—	—	—
9	トリクロロエチレン				—	—	—	—
10	テトラクロロエチレン				—	—	—	—
11	ジクロロメタン				—	—	—	—
12	四塩化炭素				—	—	—	—
13	1, 2-ジクロロエタン				—	—	—	—
14	1, 1-ジクロロエチレン				—	—	—	—
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン				—	—	—	—
16	1, 1, 1-トリクロロエタン				—	—	—	—
17	1, 1, 2-トリクロロエタン				—	—	—	—
18	1, 3-ジクロロプロペン				—	—	—	—
19	チウラム					—	—	—
20	シマジン					—	—	—
21	チオベンカルブ					—	—	—
22	ベンゼン				—	—	—	—
23	セレン又はその化合物	—	○	○		—	—	—
24	1, 4-ジオキサン		—		—	—	—	—
25	ダイオキシン類		○	○		—	—	—

※取扱うことのできるものは「○」で表示してあります